

竹島文書、開示を命令

東京地裁 日韓の国交交渉記録

韓国人ら請求

1951〜65年の日韓国交正常化交渉を記録した外交文書を巡り、日本の歴史研究家や戦後補償を求める韓国人らが、日本政府に公開を求めた訴訟の判決で、東京地裁(川神裕裁判長)は11日、竹島問題の交渉記録を含む一部分文書の開示を命じた。

原告らが開示を求めたのは、国側が「竹島問題などに関する韓国との交渉の際の日本政府内の検討の様子が詳細に記されており、韓国との交渉上不利になる恐れがある」として不開示処分とした外交文書。判決で川神裁判長は、外交文書のうち①竹島問題に関する日本側の提案や見解②韓国側から示された提案や見解③第三国の見解——について「不開示にする事情が認められない」と判断。「韓国との交渉上不利になる恐れがある」とした44件の不開示処分のうち39件について、全部または一部を取り消した。

判決では、44件を含む計382件の不開示処分について判断され、約7割にあたる268件が全部または一部取り消しとなった。

竹島文書の開示命じる

外務省に東京地裁

日韓交渉の経緯

1965年の日韓国交正常化に至るまでの外交交渉に関する文書を外務省が不開示としたのは違法だとし、日韓の歴史研究者ら11人が開示を求めた訴訟で、東京地裁(川神裕裁判長)は11日、竹島(韓国名・独島)問題の交渉経緯を含む文書の多くの開示を義務づける判決を言い渡した。

原告らが開示を求めているのは、51〜65年の日韓会谈に関する行政文書。判決は、外務省が不開示とした382カ所のうち、海上警備に関わる文書などを除き、268カ所の開示を命じた。竹島問題について日韓双方からの提案や交渉時の発言、昭和天皇と韓国高官とのやりとりなどが含まれているという。

外務省は、他国との信頼を損なう▽竹島問題で韓国との交渉上不利になる▽北朝鮮との交渉上不利になる—などの理由で開示を拒んでいた。判決は、公文書の管理を定めた法律や国際的な慣習を踏まえ、作成から30年以上経ても不開示が認められるには、「社会情勢の変化などを考慮してもなお、国の安全などを脅かす恐れがあり、保護に値すると国が立証する必要がある」と指摘した。

川神裁判長は「不開示を認めた部分でも、外相が文書の中身を見て、裁判所が示した観点で再検討すれば、さらに開示できる余地もあると考えられる。外相は真摯かつ速やかに再検討を尽くすことが望まれる」とも付言し、外務省に積極的な情報公開を促した。

原告側の弁護士は「これまで日韓会談の重要な部分が隠されてきた。当時何が議論されたのかという前提が明かされれば、いまの竹島問題などの解決にもつながるはずだ」と話した。

外務省外交記録・情報公開室は「判決文を精査しており、今後の対応は関係省庁と検討して決めたい」としている。(高野濠)

国交正常化

日韓交渉開示を命令

51〜65年文書 東京地裁が初判断

1951〜65年に行われた日韓国交正常化交渉を巡る外交文書の一部不開示を、日本の歴史研究者

や戦後補償を求める韓国人らが全面開示を求めた訴訟の判決が11日、東京地裁であった。

8点に及ぶ文書について、「日朝国交正常化交渉に影響する恐れ」や「竹島問題などに関する韓国との交渉上不利になる恐れ」などを理由に全部または一部の文書を不開示していた。

判決は、外務省が開示しなかった文書全体の約7割強にあたるものについて開示を義務付けた。

川神裕裁判長は不開示となった部分のうち7割以上の開示を命じた。この中には、竹島(韓国名・独島)に関する交渉記録も含まれており、開示されれば日韓関係にも影響を与える可能性がある。原告側は06年に開示を請求。外務省は34

情報公開制度上、30年以上が経過した文書を非開示とするには「国の安全確保などに影響があると、法的保護に値するほどの蓋然性をもって立証する必要がある」と指摘し、外務省は証明できていないと判断した。同種の訴訟では09年の東京地裁判決は開示

請求をほぼ全面的に退け、昨年5月に最高裁もこれを支持している。

原告側弁護士は「画期的な初の勝訴判決。交渉で何が議論されたのかを知ることが今後の日韓関係の土台になる」と話した。

外務省は「判決の内容を精査し、関係省庁間で検討した上で、今後の対応を決めたい」としている。

【鈴木一生】

◆今日の円相場 (正午)	
1ドル	78円08銭-10銭 24銭円高↑
1ギニー	100円38銭-41銭 42銭円高↑
(※IDC社調べ)	
◆日経平均株価 (12時45分)	
8,577.40円	18.83円↓

開示拒む外務省 批判

地裁、国の裁量厳しく制限

竹島文書訴訟



記者会見で「全面的に勝訴した」と判決を評価する原告団＝東京・霞が関

1965年の日韓国交正常化に至るまでの外交交渉に関する文書の多くを開示するよう国に義務づけた11日の東京地裁判決は、竹島(韓国名・独島)の交渉に絡む文書の多くも開示の対象とした。情報公開に消極的な外務省の姿勢を批判する内容で、原告団は「過去に何があったのか明らかにしてほしい」と控訴しないよう求めた。

「文書を隠し続けるためには理由が必要だと裁判所が明言した意義は大きい」と原告となった日韓の歴史研究者や戦争被害者らは判決後、東京・霞が関で会見を開き、そう評価した。強

制連行や従軍慰安婦などの問題が、交渉でどう議論されたのかを知るために提訴していた。

問題になったのは、2008年に外務省が出した約6万ページの文書。約4分の1は一部かすべてが「黒塗りの状態だった。しかし、判決は、外務省が開示した382カ所のうち、約7割にあたる268カ所を開示するよう求めた。

公文書管理の法令では、保存期間が「原則30年」と定められ、重要な文書はその後に公開される。原告側が特に評価したのは、作成から30年経過後の外交文書の不開示を続ける場合は、その必要性を具体的に立証するよう国に迫った点だ。判決は「社会情勢の変化などを考慮してもなお、国の安全などを脅かす恐れがあり、保護に値する」ことが示せないならば、開示すべきだと判断した。

外務省は竹島問題に絡む文書について、「韓国との交渉上不利になる」と開示を拒んできた。しかし判決は、日韓双方からの提案や交渉時の発言などについて、「韓国が日本の現在の方針を把握する材料にはならない」「もはや歴史的事実だ」などと退けた。当時、秘密扱いだった発言や、韓国に提示しなかった日本の見解などを除き、開示するよう求めている。

日韓会談の文書をめぐっては、韓国が05年に約3万6千ページの文書をすべて開示。原告らは日本でも開示を求めたが、今回は別の

外務省「竹島問題に影響」

日韓国交正常化に至る外交交渉文書の一部開示を命じた11日の東京地裁判決に、外務省が戸惑っている。交渉の機微に触れる文書が開示されれば、今の竹島問題や日朝協議にも影響しかねないからだ。

藤村修官房長官は11日の記者会見で「国の主張が十分に認められず残念だ」と語った。外務省は判決を受

文書の開示を求めた訴訟では、昨年5月に最高裁で敗訴が確定していた。

原告の一人で歴史学者の太田修・同志社大教授は「日本の情報開示は世界の

流れから遅れていた。まず過去の交渉内容を正しく知り、歴史をめぐる日韓の対立は解決に向かうことができる」と話した。

(高野 遼)

理解につながる

韓国政府が言及
韓国外交通商省の趙泰永

ついて、日韓の国交正常化時と同じ経済協力方式を盛り込んでいく。外務省幹部は「当時の日韓間のやりとりが明らかになれば、手の内をさらすことになりかねない」と懸念する。(野上祐)

報道官は11日の定例会見で「公開されれば、両国民が国交正常化の過程をよりよく理解できるのではないかと述べ、慎重な言い回ししながら期待感を示した。

韓国メディアの関心も高く、聯合ニュースは判決直後に速報。その後、判決要旨も含めて詳報した。

(ワウル)

竹島の文書開示命令

東京地裁 日韓正常化交渉めぐり

一九五二―六五年の日韓国交正常化交渉の外務省文書をめぐり、日本の歴史研究者や戦後補償を求める韓国人らが開示を求めた訴訟

一九五二―六五年の判決で、東京地裁は十一日、竹島問題の交渉記録を含む文書の不開示処分計二百八十二件のうち、二百十二件は全面開示を、五十六件は一部の開示を命じた。

竹島問題では、四十四件の不開示処分が争われた。川神裕裁判長は、日本側の見解や対処方針、韓国側から提示された提案や見解、第二国の見解などは不開示にする事情が認められないと判断。三十年以上経過した文書

を不開示とするには「社会情勢の変化といった事情を考慮しても、なお国の安全などが書される恐れがあることを立証する必要がある」と指摘した上で、開示の是非を検討。

竹島関連以外では、

国が「北朝鮮との交渉上不利になる恐れがある」「昭和天皇と韓国政府高官とのやりとりであり、公にする慣行がない」などの理由で不開示とした文書も全部、または一部の処分を取り消した。

外務省の情報公開の姿勢にも言及。判決で不開示を適法と判断した文書の中にも「全部または一部を開示する余地のあるものもあり得る」と述べ、内容を速やかに再検討するよう外相に求めた。

開示命令「画期的」

日韓外交文書 東京地裁判決 原告側が高く評価

竹島(韓国名・独島)に関するやりとりを含む1951〜65年の日韓外交正常化交渉を巡る



判決を受け会見する原告団一東
京都千代田区で11日、吉住撮影

る外交文書を広く開示するよう命じた11日の東京地裁判決を受け、原告側は同日、東京・霞が関の司法記者クラブで記者会見した。日本人の歴史研究者や戦後補償を求める韓国人

らは口々に「画期的な判決だ」と歓迎した。同様の訴訟では09年に東京地裁判決が「外務省の不開示決定に裁量の逸脱、乱用はない」と判断。竹島に関する文書についても「日韓で領有権の争いがあり、外交上の不利益がある」と指摘し、開示請求を退けた(昨年5月、最高裁で原告側敗訴が確定)。

それだけに、弁護団の東澤靖弁護士は「全

面的勝訴といえる。どのような内容の交渉だったのかを知ることが、今後の日韓関係には非常に重要。意義のある判決」と高く評価した。

原告の一人、同志社大の太田修教授(日韓関係史)は「判決には正直、驚いている。両国が真実を公開し、共有する関係になるきっかけになる。国は控訴せず、速やかに文書を開示してほしい」と話した。

従軍慰安婦だったという80代の韓国人女性には「ありがたい判決だが、これからは始まり。詳細に過去に何があったか明らかにしてほしい」と望んだ。

部分と重なるという。【鈴木一生、吉住遼】
国交正常化過程相互理解を期待
韓国報道官
【ソウル澤田吉己】韓国外交通商省の趙泰永報道官は11日、外交文書の開示を命じた東京地裁判決について

「外交文書が公開されれば、両国民が国交正常化のプロセスをよりよく理解できるのではないかと述べた。聯合ニュースによると、韓国政府当局者は「一審判決であり、文書が公開されたわけでもない」と話し、慎重な姿勢を示した。

日韓国交渉文書開示命令

東京地裁「不利になると言えない」

日韓国交正常化交渉（1951～65年）に関する日本側の外交文書348点の情報公開請求に対し、外務省が不開示としたのは不当だとし、日韓の市民団体メンバー11人が国に全面開示を求めた訴訟の判決が11日、東京地裁であった。川神裕裁判長は、竹島（島根

県）の問題に関する文書を含め、不開示部分の約7割について開示を命じる判決を言い渡した。

問題となったのは、竹島に関する日本政府内の検討資料や日韓国政府の高官のやり取りを記した書類など。原告の市民団体は「日本の戦争責任を明確にする」などとして外交文書の開示を求める活動をしており、2006年の開示請求に対し、同省は「韓国との交渉で不利益になる恐れがある」などとして開示を拒んでいた。

判決は、竹島問題に関する日本側の見解や対応方針のうち、当時の交渉で韓国側に伝わったものについては、「韓国側が現在の日本側の方針を推測する材料になるとは限らない」と指摘。領有権に関して米国が日本側に示した見解も、「当時とは国際情勢が変化し、見解が公になることで交渉が不利になるとは言えない」と述べ、いずれも不開示は違法とした。一方、竹島周辺の海上警備に関する文書は、国防上などの理由から開示を認めなかった。

外務省の話「判決内容を精査し、今後の対応を検討した」